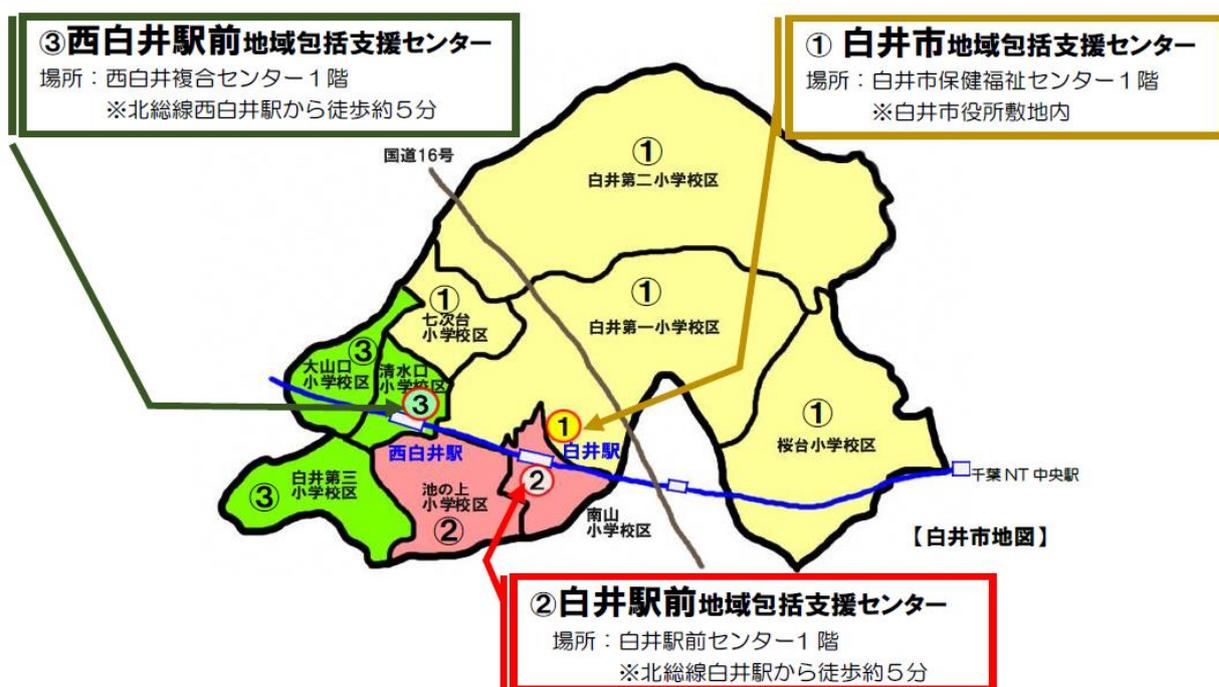


令和 2 年度 白井市各地域包括支援センター事業計画書

I. 地域包括ケアシステムの構築に向けた各地域包括支援センターの目標 2

III. 各事業に関する取り組み方針 2-7

- 1. 基本項目
- 2. 介護予防・日常生活支援総合事業
- 3. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
- 4. 包括的支援事業(社会保障充実分)



I. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

直営	「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援体制の充実」を図るとともに、市内3か所の地域包括支援センターの基幹型としての機能をおき、施策立案、センター間の総合調整、地域ケア会議開催、困難事例に対する技術支援といった後方支援を行う。
白井	圏域内に暮らす高齢者が住み慣れた地域で生活を送り続けられるように、本人・家族が安心して相談が出来る窓口を目指し、相談業務において適切な提案や支援の姿勢を示すことや、地域交流の場への積極的参加し、関係者・関係機関との円滑かつ良好な連携を図る。また、センター内での情報共有を活発化し、知識と提案量の向上を図り支援・連携を活かしていく。
西白井	高齢者が安心して、元気に住み慣れた地域で暮らし続けられるように、必要な時に必要な支援につなげる役割を担っていく。 つなげるために：地域住民・団体、関係機関とのネットワーク力を強化する。 になうために：専門職がそれぞれの専門性を発揮し、協働できるよう研鑽を積む。

II. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

- 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
直営	<ul style="list-style-type: none"> センター間の総合調整や技術支援といった後方支援、業務運営状況の把握と指導により、3ヶ所の地域包括支援センター業務の円滑化を図る。 職員体制の充実を図る。施策立案、センター間の総合調整や技術支援といった後方支援により、3ヶ所の地域包括支援センター業務の円滑化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター連絡調整会議を開催し、情報共有するほか、市の方針を伝達する(月1回)。 地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談や苦情をとりまとめ、保険者に報告・協議する(随時・書面)。 各地域包括支援センター担当圏域の高齢者人口、独居・高齢者のみ世帯数(実態調査ベース)、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等結果を提示し、地区分析の参考資料としてもらう。 資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、実施する。 包括的支援事業の体制の充実を図るため、事務員や実態調査員を専従で配置する。
	情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規程やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護や漏洩した場合の対応等について、非常勤・会計年度任用職員を含めた全職員を対象に研修会を実施し、個人情報保護のルール周知を徹底する(年1回)。 ※感染予防のため対面による研修会が行えない場合は、書面での伝達とする。
	地域包括支援センターの認知度がさらに向上し、困ったときに相談が寄せられるように、周知啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページや介護サービス情報公表システムの更新を随時行い、最新の情報を掲載する。 地域包括支援センターの業務や講座等周知を行うリーフレットを作成し配布するほか、広報に掲載する。
	地域包括支援センターに、同時に複数の来所相談者があった場合、お互いの相談内容が聞こえないようにするなど、プライバシーが守られるよう配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 西白井駅前地域包括支援センターの職員増加に伴うプライバシー確保が十分ではないこと、感染予防の観点からも事務所スペース・利用者の相談スペースが狭小であることから、本年度必要な対策を検討する。

	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数・目標など)
直営	新型コロナウイルス感染のリスクが低減するまでの期間、地域包括支援センターの利用者・来所者や職員の感染予防対策を取る。	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談における訪問については、生活や健康の維持に必要な不可欠な場合に限って行い、できるだけ電話やメールにより対応する。 来所者には、発熱やその他の症状を当初に確認し、該当がある場合は面談を中止し電話での対応に変更する。 職場内やカウンターの消毒、対人距離の確保、職員のマスク着用や手指消毒を毎日実施するほか、体調を把握する。 会議は必要最低限の実施とし、行う場合は最小限の人数とするとともに、窓の開放などにより換気し、お互いの距離を出来るだけ離す。
	各地域包括支援センターにおいて適正な運営がなされているかを点検し、公正・中立性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 各地域包括支援センターにおいて、国の指標及び市の独自指標に基づいて自己点検を実施し、市が客観的評価を加えたうえで、結果を運営協議会に報告する(年1回)。 運営協議会で提出された改善提案をふまえて運営方針を再検討し、「白井市地域包括支援センター運営方針」に付記する(随時)。
白井駅前	市民・その他地域関係者との関わりを積極的に持ち、身近な場で適切に対応することで圏域内の相談が寄せられるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の高齢者の集いの場(サロンなど)へ各地区月1回以上の参加をする。 圏域内自治会などの掲示板に周知ポスターを掲示する。 寄せられた相談を適切・丁寧に対応する。
	複数の来所相談者が来た場合、プライバシーが守られるよう配慮します。	<ul style="list-style-type: none"> 相談場所を隔てる扉の修繕依頼を行う。 別室案内の際は、外から相談者の顔が見えないようブラインドを閉める。
西白井駅前	事業所内、基幹との情報共有、「ほうれんそう」を欠かさない。	<ul style="list-style-type: none"> 月に1度の内部会議以外にも必要に応じ職員が集まり情報共有と進捗を確認しあう。 連絡調整会議では業務状況等の報告を行う。
	相談を受けたときは、相手の意向を的確にとらえ、必要な情報や安心感を与えられるような接遇を行う。	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーに配慮し話しやすい雰囲気を作る わかりにくい制度や種類の多い事業所を紹介するときは図や一覧を活用する 他機関を紹介する場合は、必要に応じ相手機関に概要を説明し、相談者が戸惑わないよう配慮する。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数・目標など)
直営	住民主体の介護予防・地域全体での支え合い・交流・見守りの場が確保されているよう多様な働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援員養成研修の実施
白井駅前	第1号介護予防支援事業において、要支援者・総合事業対象者ができるだけ自立した日常生活を送れるように必要な援助を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 初回のアセスメントを丁寧に取り、適切なサービスの説明、提案をしていく。 サービス利用者へ必要な頻度で評価、見直しを実施し、本人の状況にあったサービスの利用へと繋げる。
	高齢者を含む地域全体の支え合い機能を充実させ、集いの場を活性化するため、地域の中で高齢者の集いの場を提供している団体を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 当圏域内で開催されている集いの場(サロンなど)に積極的に参加し、体操や講話を行ったり、参加者から相談を受けたりするなど、運営側と相談して実施する。
西白井駅前	自立支援と介護の重度化予防に焦点を当てたケアマネジメントを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 研修、事例検討を通して、職場内で自立支援型ケアマネジメントのあり方を共有する。 介護サービスの他、多様な社会資源を活用できるよう情報を集め、提案する
	集いの場が活性化するよう、主催団体の支援、地域住民への紹介を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源マップを活用し、地域の人にサロンの紹介を行う サロンに参加したり、相談や講話を行う コロナ後の集い方について、団体から意見や相談があった場合は関係機関に報告し、一緒に考える

3. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
総合相談支援事業 【運営方針重点的取り組み】 ●基幹型地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数や傾向を把握し、運営協議会で報告します。【市全域】	常勤専門職の専門性が発揮され、運営形態を問わず、各地域包括支援センターの力量が均一に向上し、支援困難性の高い事例にも適切に対処できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターでケース検討会議を行い、支援方針の全体での検討を行いながら会議スキルの向上を図る(2か月に1回)。 ※感染予防による外出自粛期間中は中止とし、予定していた時間帯に電話を行って助言する。 ・高齢者虐待や処遇困難事例については、直営の助言担当職員を明確にし、常にその職員に相談できる体制をつくる。
	個別世帯を支援するネットワーク・地域包括支援センターの担当圏域内のネットワークを充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別世帯を支援するネットワーク構築のため、必要な世帯について地域ケア個別会議を行う(年2回)。 ・担当圏域内のネットワークについて、民生委員や見守りパートナーなど見守り支援者を対象とした意見交換会を開催する(年1回)。 ・センターが、介護、子育て、障害等に関して複合的な課題を持つ世帯への相談に対応できるよう、関係相談機関リスト・対応マニュアルを作成し、地域包括支援センターを含む関係機関に配布する。
	新型コロナウイルス感染症予防に伴う外出自粛の影響を把握し、必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・3か所の地域包括支援センター及び介護予防担当班(高齢者福祉課高齢者支援班)と連携して、独居高齢者・要支援等認定を受けているがサービスを利用していない高齢者等に連絡して生活の状況を把握し、必要なサービスにつなげるなどの対応をする。
	白井駅前 地域の関係者・協力者との連携の強化を図り、より充実した支援を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の民生委員・見守りパートナーとの交流会を開催する。 ・地域の特徴や社会資源の把握に努める。 ・地域ケア個別会議を年2回以上開催する。
	白井駅前 地域の高齢者への訪問による実態把握を行い、支援が必要な高齢者を適切なサービス・制度などにつなげられるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者と協力体制を構築し、支援が必要な高齢者の早期発見・対応に結び付ける。 ・関係機関と連携して必要なサービス・制度の利用につなげる。
	西白井駅前 地域の関係者等顔の見える関係づくりを推進し、必要時に迅速に連携できる体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動に係る地域の集まりに参加し、関係づくりに努める ・圏域の民生委員・見守りパートナー交流会を開催する ・近隣から情報提供や相談を受けたら、遅滞なく結果等報告する
	西白井駅前 3職種が多面的な視点で状況を把握、連携して問題解決にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規相談等は報告しあい、見立てや当面の方針について検討、共有する。 ・研修や文献を活用し、知識、技術の習得に努める。

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数・目標など)
権利擁護事業 【運営方針重点的取り組み】 ●課題支援型地域ケア会議について、法律や税、社会保険などの専門職から助言が受けられる権利擁護型の会議を開催し、成年後見人や地域包括支援センターの権利擁護活動を支援します。【市全域】 ●地域共生社会の実現に向けて、住民同士の見守りや支え合いのある地域づくりを進めるほか、成年後見人の活動支援や、親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組みを充実させます。	地域共生社会の実現に向けて、住民同士の見守りや支え合いのある地域づくりを進めるほか、成年後見人の活動支援や、親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組みを充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・終活支援ノートについては感染が収束するまで、積極的周知は見合わせる。感染予防期間中問い合わせがあった場合、感染リスク低減のため、郵送で送付する。 ・感染の収束により安全に講座が実施できるようになったら、昨年度～今年度にかけて実施を中止した講座を行う。講座の開催が困難な場合は、記入例を作成し、ホームページに掲載するとともに郵送冊子に添付する。
	成年後見制度や公正証書の作成などについて情報提供が受けられる機会を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度(法定後見・任意後見)、死後事務委任契約や遺言、家族信託などをテーマとする講座を開催する(年3回) ・公証人による個別相談会を開催する(年2回)。 ※ いずれも、感染予防の必要性が長期にわたる場合は実施を見合わせるか、回数を減らす。
	法人後見団体や親族後見人の活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律や税、社会保険などの専門職から助言が受けられる権利擁護型の会議を開催し、成年後見人や地域包括支援センターの権利擁護活動を支援する(年1回)。 ※ 感染予防の必要性が長期にわたる場合は実施を見合わせ、法人後見団体や親族後見からの個別の電話相談などを随時受け付ける。
	認知症等により判断能力が低下し契約行為等が困難と考えられる高齢者が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場(サロン等)も活用して、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護制度を高齢者へPRして、普及に努める。 ・権利擁護関連の研修等を受講し、必要となる知識・情報の習得に努める。
	高齢者虐待の把握時は速やかに市・警察・医療機関・介護保険事業所等の関係機関と情報共有を図り、連携して対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談・実態調査などを通じて虐待事例の早期把握・早期対応を図る。 ・当地域包括独自のチラシを作成し、虐待防止や消費者被害防止の啓発・注意喚起を行う。 ・困難事例については、当地域包括内でのケース検討、基幹型地域包括への相談、市地域ケア会議での検討などを行う。
	成年後見制度活用促進に向けて、実務力の強化と後見団体等との連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度関連の研修や地域の後見団体が行う講座等に参加する ・近隣の第三者後見団体の情報収集を行う。
	圏域内で終活支援ノートのミニ講座を開催する	<ul style="list-style-type: none"> ・「終末期・死後への備えの取組み」事業への協力をする。 ・終活講座にスタッフとして参加、情報収集を行い、知識を習得する。

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【運営方針重点的取組み】 ●主任ケアマネジャーの指導力の向上、スキルアップを図ることを目的として、情報交換や勉強会の機会を設けます。【市全域】 ●地域ケア会議の結果報告や、ケアマネジメントに役立つ情報を掲載した「けあまね通信」を発行します。【市全域】	直営 ケアマネジャーがケアマネジメント上の困難を感じたときに、各地域包括支援センターへの相談につながり、支援できる。 自立支援型のケアマネジメントの実践に繋げることができるよう、各地域包括支援センターがケアマネジャーを支援・指導すできる。 ケアマネジャーのニーズに基づいて、ケアマネジメント環境の整備を進めていく。	・介護、福祉関係の制度や市内の多様な既存資源情報を把握し、ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジャーが連携が図れるよう支援を行う。	
		・自立支援型地域ケア会議の開催 ・主任ケアマネジャーの情報交換や勉強会の実施 ・介護予防ケアマネジメント研修や業務における説明会の実施 ・介護予防ケアマネジメントの手引きの充実	
		・市、ケアマネ協議会と連携し、ケアマネジャーのニーズ把握・整理を行い、課題に対しての実践を他事業と連携し進めていく。	
	白井駅前	主任ケアマネジャーの資質・指導力向上、スキルアップを図り、地域のケアマネジャーが安心して相談ができる仕組みづくりをしていく。	・基幹型センターと連携を図り、相談者へ適切な指導や情報提供を行っていく。 ・勉強会・研修へ積極的に参加をし、知識の向上を図る。
		地域や委託先のケアマネジャーに対して、日常的な業務の実施に関する専門的な個別指導や、相談等の支援を行う。	・ケアプランの提出時の対応や、ケアマネジャーへの聞き取りを適宜行い、ケアマネジャーが相談しやすい環境づくりをしていく。 ・必要に応じて同行訪問を行い、ケアマネジャーと共に困難事例に対するアプローチを行っていく。
	西白井駅前	地域ケア個別会議（課題型、自立支援型）での助言力を向上させ、個別指導相談で実践していく。	・助言者は事前準備をしたうえで、会議のルールに従って支持的な姿勢で助言を行えるよう心掛ける。 ・基幹職員を交えたケース検討を活用し、実践力を鍛える。 ・高齢者分野以外の制度、社会資源等広い知識にふれておく。
市内だけでなく隣接する居宅介護支援事業所とも連携、交流を深める。		・市の協議会が開催する研修や交流会に参加する。 ・特に市外委託事業所とは白井市の行政情報が漏れなく伝わっているか確認しながら連携を密にとる。	

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）※地域ケア会議は各包括実施。他は、直営包括が実施し、他2か所包括が協力

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	(1) 在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会で検討された実施計画に基づいて、課題解決に向けた取り組みを主体的に行	(1)-1 ・課題別ワーキンググループの開催 ・救急医療情報シートの周知啓発 ・多職種連携研修会の実施（年4回） ・在宅医療、在宅看取りに関する市民啓発の実施 ・終活支援ノートの周知・配布（再掲）
生活支援体制整備事業	(2) 第1層・第2層協議体運営事務局の委託を行い、生活支援コーディネーターにより住民主体の活動の充実を図る。	(2)-1 ・地域ぐるみネットワークふれあい会議（第2層協議体）：A・B圏域毎に隔月1回 ※緊急事態宣言および会議自粛期間においては、現状の市内社会資源等を整理等し、自費サービスガイドの作成を行う。 ・生活支援サービスの検討 ・お元気みまもり事業見守りパートナー育成研修の実施（年1回） ・見守りパートナー交流会（年1回） ・しろい高齢者みまもりネット連携会議の開催（年1回） ・ネットワークレポート作成（年2回）（レポート年2回送付）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
認知症総合支援事業	(3) 認知症対策ワーキング等で検討された本人/家族支援や初期集中支援チーム等、適切な支援体制づくりを進めていく。	(3)-1 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期支援ケース事例集の作成 ・研修会の実施（多職種間情報共有） ・認知症ケアパスを通じた認知症予防から支援体制の周知啓発 ・認知症パートナー活動の充実
地域ケア会議推進事業	各会議目的に沿った運営が可能となるよう運営スキルの向上を図る。	(4)-1 白井駅前・西白井駅前地域包括支援センターで実施するケース検討会議において司会や書記を各職員に経験してもらい、地域ケア個別会議運営のスキルを身に着ける。
	地域ケア会議によって個別課題の解決・自立支援を図るほか、個別課題の集約分析を行って地域課題を明らかにし、政策提言を行う。	(5)-1 高齢者の個別課題の解決を目指し、本人に関係するフォーマル・インフォーマル支援者の役割分担を検討する地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を実施する（年2回）。 (5)-2 ケアマネジャーや地域包括支援センターが困難事例や生活援助中心ケアプラン事例を提出し、専門職が助言を行う課題支援型地域ケア会議を実施する（随時）。 (5)-3 高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実現のために、要支援認定者等の事例を提出し、多職種が助言を行う自立支援型地域ケア会議を実施する（月1回）。 (5)-4 白井市地域ケア推進会議を実施し、地域課題を明らかにするとともに、政策を検討し、次期介護保険事業計画に反映させる（年3回）。 ※いずれの会議も、感染予防の必要性が長期にわたる場合は実施を見合わせる。(5)-4については、個人情報に配慮したうえで書面やオンライン会議室での実施を検討する。
	白井駅前 介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、各地域ケア会議に出席して個別や地域の課題把握・解決とネットワーク構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域の個別ケースに関する地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を年2回以上開催する。 ・地域ケア個別会議の司会を各職種が輪番で担当し、会議運営の技術向上を目指す。 ・基幹型地域包括が開催する課題支援型および自立支援型地域ケア会議に毎回出席する。
	西白井駅前 個別課題の解決と同時に地域のネットワークが強まったと実感できる地域ケア会議にしていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談での継続的・専門的な支援が必要な事例、ケアマネジャーから相談を受けた事例の検討を積み重ね、地域ケア会議で実のある意見交換ができるようにする。 ・地域ケア個別会議には毎回出席。事例の提供、助言、記録等の補助を行う。 ・個別ケースの解決だけに追われず、他ケースと共通する課題、地域や制度の問題につながらないか留意する。